

鈴鹿市地域防災計画（本編）修正概要 新旧対照表

現計画の ページ	修 正 後	修 正 前
2	(1) ～ (11) 略 (12) <u>要配慮者</u> 高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を理解できない外国人等をいう。 (13) ～ (19) 略	(1) ～ (11) 略 (12) <u>避難行動要支援者</u> 高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を理解できない外国人等をいう。 (13) ～ (19) 略
4	第1項 市の概況 昭和17年12月に、2町12か村が合併し、鈴鹿市として市制を実施し、当時の人口は52,370人であった。その後の市域の拡大や昭和30年代後半からの相次ぐ企業の進出及び住宅団地造成などにより、急激に人口が増加した。しかし、昭和48年の第1次石油ショックを契機に人口の社会増が少なくなり、全国的な傾向に呼応するように出生率も低下してきているため、昭和50年代以降は、人口増加率が低くなっている。令和8年3月31日現在の、鈴鹿市の総人口は192,339人、総世帯数は90,647世帯である。	第1項 市の概況 昭和17年12月に、2町12か村が合併し、鈴鹿市として市制を実施し、当時の人口は52,370人であった。その後の市域の拡大や昭和30年代後半からの相次ぐ企業の進出及び住宅団地造成などにより、急激に人口が増加した。しかし、昭和48年の第1次石油ショックを契機に人口の社会増が少なくなり、全国的な傾向に呼応するように出生率も低下してきているため、昭和50年代以降は、人口増加率が低くなっている。令和7年3月31日現在の、鈴鹿市の総人口は193,763人、総世帯数は90,066世帯である。
7	第2項 設置の基準 1 災害対策本部の設置 本部は、次の場合に鈴鹿市役所内に設置する。 (1) 市内に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風（暴風雪）、<u>レベル3大雨</u>、<u>レベル3氾濫</u>、<u>大雪</u>、<u>レベル3土砂災害</u>、<u>レベル3高潮</u>、津波に関する警報が発表されたとき。 (2) ～ (6) 略	第2項 設置の基準 1 災害対策本部の設置 本部は、次の場合に鈴鹿市役所内に設置する。 (1) 市内に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風（暴風雪）、大雨、大雪、<u>洪水</u>、<u>高潮</u>、津波に関する警報が発表されたとき。 (2) ～ (6) 略

9	部 総務管理部 ◎総務部長 ○政策経営部長 ○会計管理者兼会計課長 ○議会事務局長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長 班員 交通防犯課員（交通安全・防犯Gの職員）	部 総務管理部 ◎総務部長 ○政策経営部長 ○会計管理者 ○議会事務局長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長 班員 交通防犯課員（交通安全・防犯Gの職員及び交通防犯課副参事及び主幹）
11	部 福祉医療対策部 ◎健康福祉部長 ○こども政策部長 ○こども政策部次長兼健康福祉部次長兼社会福祉事務所長	部 福祉医療対策部 ◎健康福祉部長 ○こども政策部長 ○こども政策部次長兼健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 ○総務部次長
12	部 産業物資対策部 ◎産業振興部長兼農業委員会事務局長 ○観光・モータースポーツ局長 ○耕地課長 班 産業物資班 ◎産業政策課長 ○商業振興課長 ○農林水産課長 ○農業委員会事務局次長 班員 商業振興課員 観光・モータースポーツ振興局員	部 産業物資対策部 ◎産業振興部長兼農業委員会事務局長 ○産業振興部次長 班 産業物資班 ◎産業政策課長 ○商業観光政策課長 ○農林水産課長 ○耕地課長 ○農業委員会事務局次長 班員 商業観光政策課員

続き	農林水産課員 耕地課員 農業委員会事務局員 技術監理契約課員（契約Gの職員） 部 土木対策部 ◎土木部長 ○<u>道路保全課長</u> ○<u>技術監理契約課長</u> 班 建設班 ◎河川雨水対策課長 ○土木総務課長 ○道路整備課長 ○土木用地課長 ○市街地整備課長 班員 河川雨水対策課員 土木総務課員 道路整備課員 道路保全課員 土木用地課員 市街地整備課員 交通防犯課員（交通施設Gの職員） 技術監理契約課員（<u>土木技術監理G、建築技術監理G</u>の職員） <u>都市計画課員（風水害時）</u> <u>下水道工務課員（風水害時）</u>	農林水産課員 耕地課員 農業委員会事務局員 技術監理契約課員（契約Gの職員） 部 土木対策部 ◎土木部長 ○<u>土木部次長</u> 班 建設班 ◎河川雨水対策課長 ○土木総務課長 ○道路整備課長 ○<u>道路保全課長</u> ○土木用地課長 ○市街地整備課長 班員 河川雨水対策課員 土木総務課員 道路整備課員 道路保全課員 土木用地課員 市街地整備課員 交通防犯課員（交通施設Gの職員） 技術監理契約課員（<u>検査G、技術管理G</u>の職員）
-----------	---	--

続き	部 建築対策部 ◎都市整備部長 ○技術監理部長 ○都市計画課長 班 営繕班 ◎住宅政策課長 ○公共施設マネジメント課長 ○建築指導課長 ○都市計画課長 班員 住宅政策課員 公共施設マネジメント課員 建築指導課員 都市計画課員	部 建築対策部 ◎都市整備部長 ○都市整備部次長 班 営繕班 ◎住宅政策課長 ○公共施設政策課長 ○建築指導課長 ○都市計画課長 班員 住宅政策課員 公共施設政策課員 建築指導課員 都市計画課員
14	第5項 配備体制 1 第1非常配備（準備体制） 次の場合は、災害対策本部の設置前の活動段階として、情報収集及び連絡体制の確認等を行う。 （1）<u>レベル2大雨、レベル2氾濫、レベル2土砂災害、大雪、レベル2高潮、強風、津波注意報のいずれかが市内に発表され、災害の発生が予想されるとき。</u> （2）～（3） 略 （4）<u>「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</u> （5）<u>その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、危機管理部長が必要と認めたとき。</u> 2-1～2-2 略	第5項 配備体制 1 第1非常配備（準備体制） 次の場合は、災害対策本部の設置前の活動段階として、情報収集及び連絡体制の確認等を行う。 （1）大雨、大雪、<u>洪水、高潮、強風、津波注意報のいずれかが市内に発表され、災害の発生が予想されるとき。</u> （2）～（3） 略 （4）<u>その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、危機管理部長が必要と認めたとき。</u> 2-1～2-2 略

続き	２－３ 第２非常配備（警戒体制）（初動体制・災害対策本部設置） （１）市内に<u>レベル３大雨警報、レベル３氾濫警報、レベル３土砂災害警報</u>が発表されたとき。 （２）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 ２－４ 第２非常配備（警戒体制）（本体制・災害対策本部設置） （１）市内に<u>レベル３大雨警報、レベル３氾濫警報、レベル３土砂災害警報、大雪警報</u>が発表され、被害の発生が予想されるとき。 （２）～（７） 略	２－３ 第２非常配備（警戒体制）（初動体制・災害対策本部設置） （１）市内に大雨警報<u>又は洪水警報</u>が発表されたとき。 （２）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 ２－４ 第２非常配備（警戒体制）（本体制・災害対策本部設置） （１）市内に大雨警報、<u>洪水警報</u>、大雪警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 （２）～（７） 略
26	第２項 市が実施する対策 １～５ 略 ６ 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会） 土砂災害防止法第８条に基づき、土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある（同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった）場合については、予め施設の名称及び所在地をリスト化する。 また、対象となる施設が避難確保計画を作成した際は、同計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、<u>避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。</u> 資料編 ２－１ ３ 土砂災害防止法に基づ	第２項 市が実施する対策 １～５ 略 ６ 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会） 土砂災害防止法第８条に基づき、土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある（同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった）場合については、予め施設の名称及び所在地をリスト化する。 また、対象となる施設が避難確保計画を策定した際は、同計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、<u>避難訓練等を定期的に実施するよう支援する。</u> 資料編 ２－１ ３ 土砂災害防止法に基づ

続き	＜避難確保計画 <u>作成</u> 対象施設	＜避難確保計画 <u>策定</u> 対象施設
35	第2項 市が実施する対策（産業振興部、消防本部） 1 略 2 林野所有（管理）者の予防対策 林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。 （1）～（2） 略 （3）事業地における防火対策の具体化 （4）～（6） 略 3 監視体制の確立 市は、林野火災防止のため、県と連携を図り、林業関係者等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、<u>林野火災警報発令時</u>においては、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等万全の対策を推進する。	第2項 市が実施する対策（産業振興部、消防本部） 1 略 2 林野所有（管理）者の予防対策 林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。 （1）～（2） 略 （3）事業地の防火措置の明確化 （4）～（6） 略 3 監視体制の確立 市は、林野火災防止のため、県と連携を図り、林業関係者等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、<u>火災警報発令時</u>においては、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等万全の対策を推進する。
40	第2項 市が実施する対策 1～5 略 6 <u>要配慮者への配慮</u>（危機管理部、総務部、健康福祉部） 高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人等</u>の<u>要配慮者</u>にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。 7 略	第2項 市が実施する対策 1～5 略 6 <u>避難行動要支援者への配慮</u>（危機管理部、総務部、健康福祉部） 高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。 7 略
41	第2項 市が実施する対策 1 略 2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局） 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資数量目標が設定された「<u>鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）</u>」	第2項 市が実施する対策 1 略 2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局） 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資数量目標が設定された「<u>鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）</u>」

続き	をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。 また、年に1回、備蓄状況を公表する。 なお、物資や資機材の管理は、「新物資システム（B-PLo）」等を活用して行う。	をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。 なお、物資や資機材の管理は、「新物資システム（B-PLo）」等を活用して行う。
43～44	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、こども政策部、消防本部） 災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと災害発生時の的確な行動等、風水害に関する正しい知識と情報を提供する。 また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人、乳幼児等の要配慮者</u>に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。 （1）～（2） 略 2 児童・生徒に対する教育（危機管理部、教育委員会） （1） 略 （2） 内容 ア～エ 略 オ <u>要配慮者</u>に関する知識	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、こども政策部、消防本部） 災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと災害発生時の的確な行動等、風水害に関する正しい知識と情報を提供する。 また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の<u>避難行動要支援者</u>に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。 （1）～（2） 略 2 児童・生徒に対する教育（危機管理部、教育委員会） （1） 略 （2） 内容 ア～エ 略 オ <u>避難行動要支援者</u>に関する知識
46～47	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者</u>や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1～5 略	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1～5 略

続き	6 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画<u>作成</u>施設に対する防災訓練支援（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会） 水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の<u>作成</u>が義務付けられた施設については、同計画に基づく訓練の実施が義務付けられていることから、訓練結果の確認を行うとともに、支援を実施する。 第3項 市民や地域が実施する対策 1 地域の防災訓練 自主防災組織、自治会、地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって、当該地域の特性を考慮し、近隣多数の市民の参加による、初期消火、救助、避難所運営等の訓練を実施する。 また、訓練には、<u>要配慮者</u>や女性が参画するよう努める。	6 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画<u>策定</u>施設に対する防災訓練支援（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会） 水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の<u>策定</u>が義務付けられた施設については、同計画に基づく訓練の実施が義務付けられていることから、訓練結果の確認を行うとともに、支援を実施する。 第3項 市民や地域が実施する対策 1 地域の防災訓練 自主防災組織、自治会、地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって、当該地域の特性を考慮し、近隣多数の市民の参加による、初期消火、救助、避難所運営等の訓練を実施する。 また、訓練には、<u>避難行動要支援者等</u>や女性が参画するよう努める。
51～52	第12節 避難行動要支援者<u>（要配慮者等）</u>対策計画 第3項 市が実施する対策 1 略 2 <u>その他の要配慮者（妊産婦、乳幼児、外国人等）</u>に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、こども政策部、健康福祉部、消防本部） （1）～（7） 略 3 水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、消防本部） <u>浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内</u>における対策 （1）～（2） 略	第12節 避難行動要支援者対策計画 第3項 市が実施する対策 1 略 2 妊産婦、乳幼児、外国人等に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、こども政策部、健康福祉部、消防本部） （1）～（7） 略 3 水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、消防本部） 水想定区域内における対策 （1）～（2） 略

続き	(3) <u>避難確保計画作成対象施設</u> <u>水防法に基づく浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害(特別)警戒区域内若しくはその両方にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設)</u>で、当該施設利用者の洪水時等又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、<u>資料編 2-1-2 水防法に基づく避難確保計画作成対象施設</u> 及び <u>資料編 2-1-3 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設</u> とする。市は、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練の結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。 なお、当該施設の利用者への洪水予報等の伝達方法は、(1)に準ずる。 第4項 社会福祉施設等が実施する対策 1～6 略 7 避難確保計画の作成 <u>資料編 2-1-2 水防法に基づく避難確保計画作成対象施設</u> 又は <u>資料編 2-1-3 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設若しくはその両方に該当する施設は、次の(1)及び(2)の措置をとらなければならない。また、水防法に基づく避難確保計画作成対象施設は(3)のとおり努めなければならない。</u> <u>(1) 計画の作成等</u> <u>国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の</u>	(3) <u>高齢者等利用施設</u> <u>水防法及び土砂災害防止法に基づく浸水想定区域等において、高齢者等特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、</u><u>資料編 2-1-2 水防法に基づく避難確保計画策定対象施設</u> 及び <u>資料編 2-1-3 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定対象施設</u> とする。 なお、当該施設の利用者への洪水予報等の伝達方法は、(1)に準ずる。 第4項 社会福祉施設等が実施する対策 1～6 略 7 (新設)
-----------	---	---

続き	<u>措置に関する計画を作成しなければならない。</u> <u>計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</u> <u>(2) 訓練の実施</u> <u>計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。</u> <u>(3) 自衛水防組織の設置</u> <u>国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くように努めなければならない。</u> <u>自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。</u>	
59～64	第1項 計画の主旨 市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や<u>要配慮者</u>に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。 第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人等</u>の<u>要配慮者</u>や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。	第1項 計画の主旨 市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や<u>避難行動要支援者</u>に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。 また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。 第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。

続き	また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き<u>室</u>の把握に努め、災害時に迅速に引っ越せるよう整備を図る。 1 略 2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会） 市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として、市の公共施設等総合管理計画と整合を図って整備を検討する。 <u>収容避難所の整備にあたっては、暑さ・寒さ対策のための空調設備等の導入、断水時に備えた生活用水の確保に努めるとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり</u> <u>3. 5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備、温かい食事の提供や入浴機会の確保のための体制整備に努める。</u> 基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。 3 略 4 河川の浸水想定区域内に所在する小学校、<u>中学校</u>における備蓄物資に関する対策（危機管理部、教育委員会） 河川の浸水想定区域内にある小学校、<u>中</u>	また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き<u>家等</u>の把握に努め、災害時に迅速に引っ越せるよう整備を図る。 1 略 2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会） 市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として、市の公共施設等総合管理計画と整合を図って整備を検討する。 基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。 3 略 4 河川の浸水想定区域内に所在する小学校における備蓄物資に関する対策（危機管理部、教育委員会） 河川の浸水想定区域内にある小学校の備
-----------	---	--

続き	学校の備蓄倉庫は、河川の氾濫による浸水の影響を受けない適切な場所に移設するよう努める。 5～6 7 避難誘導体制の整備（危機管理部、健康福祉部） 避難に当たっては、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人、乳幼児、病人等の要配慮者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。 帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導体制の構築を図る。 また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。 8～17 略 第3項 市民や地域が実施する対策 (1)～(2) 略 (3) 要配慮者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (4) 要配慮者が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (5) 要配慮者及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえよう、関係構築、交流に努める。 (6) 避難行動要支援者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ個別避難計画	蓄倉庫は、河川の氾濫による浸水の影響を受けない適切な場所に移設するよう努める。 5～6 7 避難誘導体制の整備（危機管理部、健康福祉部） 避難に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、病人等の避難行動要支援者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。 帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導体制の構築を図る。 また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。 8～17 略 第3項 市民や地域が実施する対策 (1)～(2) 略 (3) 避難行動要支援者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (4) 避難行動要支援者が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (5) 避難行動要支援者及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえよう、関係構築、交流に努める。 (6) 避難行動要支援者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ災害時要援護
-----------	---	---

続き	<u>登録申出</u>を行う。 (7) あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8) ～ (10) 略	<u>者台帳登録</u>を行う。 (7) <u>避難行動要支援者は</u>、あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8) ～ (10) 略
70	第2項 市が実施する対策 1 地区防災計画の策定に対する支援 (1) 略 (2) <u>地域内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語が理解できない外国人等の要配慮者を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。</u> (3) ～ (4) 略	第2項 市が実施する対策 1 地区防災計画の策定に対する支援 (1) 略 (2) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、<u>外国人、旅行者等の避難行動要支援者に</u> <u>十分配慮し、地域内に居住する避難行動要支援者を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。</u> (3) ～ (4) 略
76	第3項 市民や地域が実施する対策 1 略 2 竜巻等突風対策 (1) 略 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の取得 市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「<u>防災気象速報（竜巻注意）</u>」「<u>竜巻発生確度ナウキャスト</u>」などの情報を取得するように努める。 また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる）について注意するよう努める。	第3項 市民や地域が実施する対策 1 略 2 竜巻等突風対策 (1) 略 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の取得 市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「<u>竜巻注意情報</u>」「<u>竜巻発生確度ナウキャスト</u>」などの情報を取得するように努める。 また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる）について注意するよう努める。
77	第2項 市が実施する対策 1 被災者支援体制の整備	第2項 市が実施する対策 1 被災者支援体制の整備

続き	被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u>また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。 2～6 略	各種被災者生活再建支援制度について、<u>事前に被災者支援体制を整え、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、発災時においても早急に対応できるように努める。</u>また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。 2～6 略
83	第2項 市が実施する対策（危機管理班） 1 予報等の伝達 [予警報の発表、種類] （1）<u>注意報</u> 気象業務法に基づき、津地方気象台が災害が発生するおそれのある場合において注意を呼びかけて行う予報をいう。津波注意報に関しては気象庁または大阪管区気象台が、発表する情報をいう。 （2）<u>警報</u> 気象業務法に基づき、津地方気象台が重大な災害が発生するおそれのある場合に警戒を呼びかけて行う予報をいう。津波警報は気象庁または大阪管区気象台が、発表する情報をいう。 （3）<u>危険警報</u> 気象業務法に基づき、津地方気象台が重大な災害が発生するおそれが大きい危険な状況である場合に警告して行う予報をいう。 （4）<u>特別警報</u> 気象業務法に基づき、津地方気象台が<u>予想される現象が特に異常であるため、重大な</u>	第2項 市が実施する対策（危機管理班） 1 予報等の伝達 [予警報の発表、種類] （1）<u>気象注意報等</u> 気象業務法に基づき、津地方気象台が<u>県内のどこかで災害が発生するおそれのある場合</u>において注意を呼びかけて行う予報をいう。津波注意報に関しては気象庁が、発表する情報をいう。 （2）<u>気象警報等</u> 気象業務法に基づき、津地方気象台が重大な災害が発生するおそれのある場合に警戒を呼びかけて行う予報をいう。津波警報は気象庁が、発表する情報をいう。 （3）<u>（新設）</u> （3）<u>特別警報</u> 気象業務法に基づき、津地方気象台が<u>警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波</u>

続き	災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものをいう。<u>津波については、大津波警報、地震については緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）が特別警報に位置付けられており、気象庁または大阪管区気象台が発表する。</u> （5）洪水予報 一級河川である鈴鹿川及び鈴鹿川派川については、水防法に基づき国土交通省三重河川国道事務所と津地方気象台が共同して洪水予報を行う「指定河川洪水予報」に指定された。 梅雨期や台風期等の大雨により、洪水のおそれがあると認められた場合には、水位・雨量等の現況及び予報等を示した洪水予報を発表し、県及び市等の防災機関に通知する。	<u>等が予想され、重大な災害の起こるおそれ</u>が著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものをいう。 （4）洪水予報 一級河川である鈴鹿川及び鈴鹿川派川については、水防法に基づき国土交通省三重河川国道事務所と津地方気象台が共同して洪水予報を行う「指定河川洪水予報」に指定された。 梅雨期や台風期等の大雨により、洪水のおそれがあると認められた場合には、水位・雨量等の現況及び予報等を示した洪水予報を発表し、県及び市等の防災機関に通知する。
86	第2項 市が実施する対策 1 情報収集・連絡手段（危機管理班、各担当部、総務監理部） （1）～（4） 略 〔災害情報及び被害情報等の伝達系統図〕 三重県防災対策部災害対策推進課	第2項 市が実施する対策 1 情報収集・連絡手段（危機管理班、各担当部、総務監理部） （1）～（4） 略 〔災害情報及び被害情報等の伝達系統図〕 三重県防災対策部災害対策課
90	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 略 2 広報手段 （1）市をはじめ各防災関係機関は、あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者</u>に配慮した情報伝達に努める。	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 略 2 広報手段 （1）市をはじめ各防災関係機関は、あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者、<u>外国人等の避難行動要支援者</u>に配慮した情報伝達に努める。

93	第2項 市が実施する対策（消防対策部） 1～4 略 5 火災気象通報の取扱 消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から伝達される火災気象通報の発表基準及びその取扱は、次による。 (1)～(2) 略 6 林野火災注意報・林野火災警報の発令 <u>市長は、火災予防条例で規定された条件を満たした場合、林野火災注意報・林野火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置を取る。</u>	第2項 市が実施する対策（消防対策部） 1～4 略 5 火災気象通報の取扱 消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から伝達される火災気象通報の発表基準及びその取扱は、次による。 (1)～(2) 略 6 新設
100	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 救助の種類と実施権限の委任 (1) 救助法による救助の種類 ア～エ 略 オ 被災者の救出 <u>カ 福祉サービスの提供</u> <u>キ 被災した住宅の応急修理</u> <u>ク 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u> <u>ケ 学用品の給与</u> <u>コ 埋葬</u> <u>サ 遺体の搜索及び処理</u> <u>シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u> (2) 略 (3) (1) の<u>ク</u>にいう生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。これに代	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 救助の種類と実施権限の委任 (1) 救助法による救助の種類 ア～エ 略 オ 被災者の救出 <u>カ 被災した住宅の応急修理</u> <u>キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u> <u>ク 学用品の給与</u> <u>ケ 埋葬</u> <u>コ 遺体の搜索及び処理</u> <u>サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u> (2) 略 (3) (1) の<u>キ</u>にいう生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。これに代

続き	わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。 5 略	わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。 5 略
104～105	第2項 市が実施する対策 1～2 略 3 避難指示等の内容及びその周知 (1) 略 (2) 避難の周知徹底 ア 略 イ 住民等に対する周知 (ア) 略 (イ) 指示等の周知徹底 a～e 略 f 高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者</u>に対する避難情報の提供を図る。 (ウ) 略 4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） (1) <u>避難者</u> <u>災害により、住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等となったり、交通機関の停滞などにより帰宅困難となったりするなど災害によって現に被害を受けた者や、避難指示の対象となる者など被害を受けるおそれがあるため避難した者。</u> (2) 設置の方法 ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設す	第2項 市が実施する対策 1～2 略 3 避難指示等の内容及びその周知 (1) 略 (2) 避難の周知徹底 ア 略 イ 住民等に対する周知 (ア) 略 (イ) 指示等の周知徹底 a～e 略 f 高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>に対する避難情報の提供を図る。 (ウ) 略 4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） (1) <u>収容者</u> <u>住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要がある者。</u> (2) 設置の方法 ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設す

続き	る。また、高齢者、障がい者、妊産婦、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者に</u>配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。 イ 災害の様相が深刻で、市内に避難場所を設置することができないときには、<u>基本法第86条の8、及び三重県市町災害時応援協定に基づき、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。</u> ウ～オ 略 (3)～(9) 略	る。また、高齢者、障がい者、妊産婦、<u>外国人等の避難行動要支援者に</u>配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。 イ 災害の様相が深刻で、市内に避難場所を設置することができないときには、<u>知事及び関係市町と協議し、近接市町に市民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。</u> ウ～オ 略 (3)～(9) 略
109～110	第2項 市が実施する対策（建築対策部） 1～3 略 4 公営住宅や民間賃貸住宅の活用 市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。また、県営住宅や民間賃貸住宅などの空き情報を収集し、応急仮設住宅として活用できるか確認して、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し情報提供を行う。これら住居への入居は、特別な配慮を要する避難者を優先させる。	第2項 市が実施する対策（建築対策部） 1～3 略 4 公営住宅や民間賃貸住宅の活用 市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。また、県営住宅や民間賃貸住宅などの空き情報を収集し、応急仮設住宅として活用できるか確認して、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し情報提供を行う。これら住居への入居は、<u>避難行動要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先</u>させる。
118	第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部） 1～6 略 7 救助法が適用になった場合 (1) 略 (2) 給（貸）与品目 ア～ケ 略 コ 感染防止資機材：マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等	第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部） 1～6 略 7 救助法が適用になった場合 (1) 略 (2) 給（貸）与品目 ア～ケ 略 コ 感染防止資機材：マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等

続き	<u>サ</u> 防寒用品：電気ストーブ、セラミックヒーター、電気カーペット等 <u>シ</u> 熱中症対策用品：扇風機 <u>ス</u> その他：特に必要と認めるもの (3)～(4) 略	<u>サ</u> その他：特に必要と認めるもの (3)～(4) 略
143	第2項 市が実施する対策 1 略 2 水道（上下水道対策部） (1) 略 (2) 施設の応急復旧計画 ア 給水効果の大きい主要な施設から復旧するとともに、<u>上下水道一体の復旧に留意する。</u> イ～オ 略 (3) 略	第2項 市が実施する対策 1 略 2 水道（上下水道対策部） (1) 略 (2) 施設の応急復旧計画 ア 給水効果の大きい主要な施設から復旧する。 イ～オ 略 (3) 略
150～152	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 略 2 災害派遣要請の手続 (1) 派遣要請の要求 市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書に次の事項を記入し、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して知事（災害対策<u>推進</u>課）に提出する。 ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。 また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 略 2 災害派遣要請の手続 (1) 派遣要請の要求 市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書に次の事項を記入し、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して知事（災害対策課）に提出する。 ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。 また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

続き	なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。 ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。 ア～オ 略 ※ 緊急時派遣要請先電話番号 県防災対策部災害対策<u>推進課</u> 3～7 略 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱要領 1 航空機派遣要請の受入れ準備 (1) 派遣要請を行う場合は、県防災計画の要請手続によるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編9－3に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（災害対策<u>推進課</u>）に連絡を行う。 (2)～(5) 略 2 ヘリポートの取扱について ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。そのため、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（災害対策<u>推進課</u>）にその概要（略図添付）を報告する。 (1)～(5) 略	なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。 ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。 ア～オ 略 ※ 緊急時派遣要請先電話番号 県防災対策部災害対策課 3～7 略 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱要領 1 航空機派遣要請の受入れ準備 (1) 派遣要請を行う場合は、県防災計画の要請手続によるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編9－3に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（災害対策課）に連絡を行う。 (2)～(5) 略 2 ヘリポートの取扱について ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。そのため、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（災害対策課）にその概要（略図添付）を報告する。 (1)～(5) 略
154	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 応援要請の原則 略 2 応援要請方法	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 応援要請の原則 略 2 応援要請方法

続き	知事（災害対策推進課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。 （１）～（７） 略 ※緊急時応援要請連絡先 消防保安課 防災航空隊（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ） TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557 地上系無線電話 8-145-**-11 災害対策推進課 三重県防災行政無線 地上系無線電話 8-*-651～653	知事（災害対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。 （１）～（７） 略 ※緊急時応援要請連絡先 消防保安課 防災航空隊（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ） TEL 059-235-2558 FAX 059-235-2557 地上系無線電話 8-145-**-11 災害即応・連携課 三重県防災行政無線 地上系無線電話 8-*-651～653
175	第３部 地震・津波対策編 第１章～第６章 略 <u>第７章 複合災害対策計画</u> 第１章～第６章 略 <u>第７章 複合災害対策計画</u> <u>地震及び風水害などによる複合災害の発生に備え、必要な体制を確立するための事項などを記載。</u>	第３部 地震・津波対策編 第１章～第６章 略 <u>第７章 新設</u> 第１章～第６章 略 <u>第７章 新設</u>
179～181	第２項 地震の想定 １ 略 ２ プレート境界（海溝）型地震 （１）過去最大クラスの南海トラフ地震（東海・東南海・南海地震３連動） ※「<u>三重県南海トラフ地震被害想定</u>」（令和８年３月）による ア 震 源 域 南海トラフ周辺 イ 市の震度 震度６強 ウ <u>沿岸津波到達時間</u> 約６分	第２項 地震の想定 １ 略 ２ プレート境界（海溝）型地震 （１）過去最大クラスの南海トラフ地震（東海・東南海・南海地震３連動） ア 震 源 域 南海トラフ周辺 イ 市の震度 震度６弱

続き

※沿岸で1 mの水位変動が発生するまでの最短の時間

(2) 略

第3項 略

第4項 南海トラフ地震（過去最大クラス）による被害の想定

プレート境界（海溝）型地震による被害想定は「三重県地震被害想定調査」（平成26年3月）及び「三重県南海トラフ地震被害想定」（令和8年3月）によるが、本市において予想される南海トラフ地震（過去最大クラス）による被害の概要は次のとおりである。

なお、以下の「1 人的被害」及び「2 建物被害」については、令和8年3月に公表された「三重県南海トラフ地震被害想定」から引用し、それ以外の被害想定については平成26年3月に公表された「三重県地震被害想定調査」による。

1 人的被害

(1) 死傷者数 削除

南海トラフ地震（過去最大クラス） [※]	
死者数 [※]	約 200 [※]
うち建物倒壊等 [※]	約 30 [※]
うち津波 [※]	約 100 [※]
うち急傾斜地崩壊等 [※]	— [※]
うち火災 [※]	— [※]
うちブロック塀・ 自動販売機転倒 及び屋外落下物 [※]	— [※]
重傷者数 [※]	約 100 [※]
軽傷者数 [※]	約 800 [※]
建物倒壊等による [※] 自力脱出困難者数 [※]	約 200 [※]
津波被害による要救助者数 [※]	約 60 [※]
津波被害による要捜索者数 [※]	約 200 [※]

ウ 津 波 約67分後に20cm
津波到達（最大波T.P.上3.0m）

※T.P.（Tokyo Peil）＝東京湾平均海面水位

(2) 略

第3項 略

第4項 南海トラフ地震（過去最大クラス）による被害の想定

プレート境界（海溝）型地震による被害想定は「三重県地震被害想定調査」（平成26年3月）によるが、本市において予想される南海トラフ地震（過去最大クラス）による被害の概要は次のとおりである。

1 新設

(1) 死傷者数

※	南海トラフ地震（過去最大クラス） [※]					火災 [※]
	※	建物倒壊 [※]		津波 [※]		
			うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物 [※]		うち津波からの 逃げ遅れ [※]	
死者数 [※]	合計約 200 [※]	20 [※]	— [※]	100 [※]	100 [※]	— [※]
重傷者 [※]	合計約 80 [※]	40 [※]	20 [※]	10 [※]	— [※]	— [※]
軽傷者 [※]	合計約 700 [※]	700 [※]	90 [※]	30 [※]	— [※]	— [※]

続き	2 建物被害 (1) 削除 <table><tr><th colspan="11">南海トラフ地震（過去最大クラス）[※]</th></tr><tr><th colspan="6">全壊・焼失棟数（棟）[※]</th><th colspan="5">半壊棟数（棟）[※]</th></tr><tr><th>合計[※]</th><th>揺れ[※]</th><th>液状化[※]</th><th>津波[※]</th><th>急傾斜地[※]</th><th>火災[※]</th><th>合計[※]</th><th>揺れ[※]</th><th>液状化[※]</th><th>津波[※]</th><th>急傾斜地[※]</th><th>火災[※]</th></tr><tr><td>約 1,000[※]</td><td>約 800[※]</td><td>約 100[※]</td><td>約 80[※]</td><td>—[※]</td><td>約 10[※]</td><td>約 8,900[※]</td><td>約 4,000[※]</td><td>約 800[※]</td><td>約 2,300[※]</td><td>約 10[※]</td><td>—[※]</td></tr></table> ※ 冬・夕方発災時[※]	南海トラフ地震（過去最大クラス） [※]											全壊・焼失棟数（棟） [※]						半壊棟数（棟） [※]					合計 [※]	揺れ [※]	液状化 [※]	津波 [※]	急傾斜地 [※]	火災 [※]	合計 [※]	揺れ [※]	液状化 [※]	津波 [※]	急傾斜地 [※]	火災 [※]	約 1,000 [※]	約 800 [※]	約 100 [※]	約 80 [※]	— [※]	約 10 [※]	約 8,900 [※]	約 4,000 [※]	約 800 [※]	約 2,300 [※]	約 10 [※]	— [※]	2 新設 (1) 全壊・焼失棟数等 <table><tr><th colspan="5">南海トラフ地震（過去最大クラス）</th></tr><tr><th colspan="5">全壊・焼失棟数</th></tr><tr><th></th><th>揺れ</th><th>液状化</th><th>津波</th><th>火災</th></tr><tr><td>合計 約 700</td><td>400</td><td>100</td><td>100</td><td>20</td></tr></table> ※ 冬・夕方発災時	南海トラフ地震（過去最大クラス）					全壊・焼失棟数						揺れ	液状化	津波	火災	合計 約 700	400	100	100	20
南海トラフ地震（過去最大クラス） [※]																																																																				
全壊・焼失棟数（棟） [※]						半壊棟数（棟） [※]																																																														
合計 [※]	揺れ [※]	液状化 [※]	津波 [※]	急傾斜地 [※]	火災 [※]	合計 [※]	揺れ [※]	液状化 [※]	津波 [※]	急傾斜地 [※]	火災 [※]																																																									
約 1,000 [※]	約 800 [※]	約 100 [※]	約 80 [※]	— [※]	約 10 [※]	約 8,900 [※]	約 4,000 [※]	約 800 [※]	約 2,300 [※]	約 10 [※]	— [※]																																																									
南海トラフ地震（過去最大クラス）																																																																				
全壊・焼失棟数																																																																				
	揺れ	液状化	津波	火災																																																																
合計 約 700	400	100	100	20																																																																
196	第2項 市が実施する対策 1～6 略 7 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会） 土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある（同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった）場合については、予め施設の名称及び所在地をリスト化する。 また、対象となる施設が避難確保計画を<u>作成</u>した際は、同計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、<u>避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行うよう努める</u>。 資料編2－13 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設	第2項 市が実施する対策 1～6 略 7 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会） 土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある（同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった）場合については、予め施設の名称及び所在地をリスト化する。 また、対象となる施設が避難確保計画を<u>策定</u>した際は、同計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、<u>避難訓練等を定期的に実施するよう支援する</u>。 資料編2－13 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定対象施設																																																																		
198	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 応急仮設住宅供給体制の整備	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 応急仮設住宅供給体制の整備																																																																		

続き	災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。 また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き<u>室</u>の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。	災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。 また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き<u>屋等</u>の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。
199～200	第2項 市が実施する対策 1 出火予防対策（危機管理部、消防本部） （1）一般家庭に対する指導 ア～イ 略 ウ <u>電気火災対策の推進</u> <u>地震時には、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、その予防を図るため、感震ブレーカーの設置を推進し、各地域の実情に即した普及に係る取り組みを促進・支援するように努める。</u> <u>また、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画の策定を目指し、感震ブレーカーの普及を効果的に進めるため、防災機関や消防機関のみならず、関係部局、関係事業者等と連携し、普及推進体制を構築するよう努める。</u> （2）～（6） 略 2 延焼予防対策（消防本部） （1） 略 （2）地震発生時の対策 ア～イ 略 ウ <u>倒壊家屋からの住民の救出及び避難行動要支援者の救助体制の確立</u> エ～オ 略	第2項 市が実施する対策 1 出火予防対策（危機管理部、消防本部） （1）一般家庭に対する指導 ア～イ 略 ウ <u>通電火災防止の推進</u> <u>地震後、電力復旧時における通電火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置の推奨や、避難時にはブレーカーを切る等の対策を指導する。</u> （2）～（6） 略 2 延焼予防対策（消防本部） （1） 略 （2）地震発生時の対策 ア～イ 略 ウ <u>倒壊家屋からの住民の救出及び災害時要援護者の救助体制の確立</u> エ～オ 略
208	第2項 市が実施する対策 1～5 略	第2項 市が実施する対策 1～5 略

続き	6 要配慮者への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部） 高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者</u>にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。 7～8 略	6 避難行動要支援者への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部） 高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。 7～8 略
209	第2項 市が実施する対策 1 略 2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局） 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資数量目標が設定された「<u>鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）</u>」をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。 <u>また、年に1回、備蓄状況を公表する。</u> なお、物資や資機材の管理は、「<u>新物資システム（B-PLo）</u>」等を活用して行う。	第2項 市が実施する対策 1 略 2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局） 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資数量目標が設定された「<u>鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）</u>」をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。 なお、物資や資機材の管理は、「<u>新物資システム（B-PLo）</u>」等を活用して行う。
212～217	第1項 計画の主旨 市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や<u>要配慮者</u>に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。 第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者</u>や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き<u>室</u>の把握に	第1項 計画の主旨 市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や<u>避難行動要支援者</u>に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。 第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き<u>家等</u>の把握に努め、災害時に迅速に<u>あつ旋</u>できるよ

続き	努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。 1 避難場所等の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会） （１）避難場所の種類 略 （２）収容避難所の位置付け ア 基幹収容避難所 収容避難所のうち、小・中学校全校の体育館及び市立武道館の４１施設を基幹収容避難所として位置付ける。 なお、基幹収容避難所のうち、１２施設（旭が丘小学校・稲生小学校・一ノ宮小学校・箕田小学校・玉垣小学校・旧天名小学校・天栄小学校・白子中学校・神戸中学校・千代崎中学校・天栄中学校、及び市立武道館）を津波対応収容避難所とし、避難者が多数発生することを想定し、屋内運動場（体育館）等に停電時電源切替装置の整備、ガソリン及びＬＰガスの使用可能な可搬型非常用発電機等の配備を実施するとともに、非常食、生活物資、防災資機材の充実を図る。 イ～ウ 略 （３）～（５） 略 2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会） 市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として、市の公	う整備を図る。 1 避難場所等の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会） （１）避難場所の種類 略 （２）収容避難所の位置付け ア 基幹収容避難所 収容避難所のうち、小・中学校全校の体育館及び市立武道館の４１施設を基幹収容避難所として位置付ける。 なお、基幹収容避難所のうち、１２施設（旭が丘小学校・稲生小学校・一ノ宮小学校・箕田小学校・玉垣小学校・天名小学校・郡山小学校・白子中学校・神戸中学校・千代崎中学校・天栄中学校、及び市立武道館）を津波対応収容避難所とし、避難者が多数発生することを想定し、屋内運動場（体育館）等に停電時電源切替装置の整備、ガソリン及びＬＰガスの使用可能な可搬型非常用発電機等の配備を実施するとともに、非常食、生活物資、防災資機材の充実を図る。 イ～ウ 略 （３）～（５） 略 2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会） 市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として、市の公
-----------	---	---

続き	共施設等総合管理計画と整合を図って整備を検討する。 <u>収容避難所の整備にあたっては、暑さ・寒さ対策のための空調設備等の導入、断水時に備えた生活用水の確保を促進するとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり3.5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備、温かい食事の提供や入浴機会の確保のための体制整備に努める。</u> 基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。 3 略 4 <u>津波浸水区域内に所在する小学校、中学校</u>における備蓄物資に関する対策（危機管理部、教育委員会） 津波浸水予測区域内にある小学校、<u>中学校</u>の備蓄倉庫は、津波等による浸水の影響を受けない適切な場所に移設するように努める。 5～6 略 7 避難誘導体制の整備（危機管理部、健康福祉部） 避難に当たっては、高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人、乳幼児、病人等の要配慮者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。</u>	共施設等総合管理計画と整合を図って整備を検討する。 基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。 3 略 4 津波浸水区域内に所在する小学校における備蓄物資に関する対策（危機管理部、教育委員会） 津波浸水予測区域内にある小学校の備蓄倉庫は、津波等による浸水の影響を受けない適切な場所に移設するように努める。 5～6 略 7 避難誘導体制の整備（危機管理部、健康福祉部） 避難に当たっては、高齢者、障がい者、<u>外国人、乳幼児、病人等の避難行動要支援者</u>を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。
-----------	--	---

続き	帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導体制の構築を図る。 また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。 8～18 略 第3項 市民や地域が実施する対策 (1)～(2) 略 (3) <u>要配慮者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (4) <u>要配慮者</u>が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (5) <u>要配慮者</u>及びその家族は、地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえよう、関係構築、交流に努める。 (6) 避難行動要支援者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ<u>個別避難計画登録申出</u>を行う。 (7) あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8)～(10) 略	帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導体制の構築を図る。 また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。 8～18 略 第3項 市民や地域が実施する対策 (1)～(2) 略 (3) <u>避難行動要支援者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (4) <u>避難行動要支援者</u>が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (5) <u>避難行動要支援者</u>及びその家族は、地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえよう、関係構築、交流に努める。 (6) 避難行動要支援者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ<u>避難行動要支援者台帳登録</u>を行う。 (7) <u>避難行動要支援者</u>は、あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8)～(10) 略
218	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、こども	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、こども

続き	政策部、消防本部) 災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等、地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。 また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人、乳幼児等の要配慮者</u>に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。	政策部、消防本部) 災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等、地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。 また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の<u>避難行動要支援者</u>に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。
221～222	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者</u>や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。
226～227	第13節 避難行動要支援者（要配慮者等）対策計画 第3項 市が実施する対策 1 略 2 <u>その他の要配慮者（妊産婦、乳幼児、外国人等）</u>に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、こども政策部、健康福祉部、消防本部） （1）～（7） 略 3 土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、消防本部） 土砂災害（特別）警戒区域内における対策 （1）土砂災害警戒情報等の伝達 三重県と津地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報等は、市町村及び報道	第13節 避難行動要支援者対策計画 第3項 市が実施する対策 1 略 2 妊産婦、乳幼児、外国人等に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、こども政策部、健康福祉部、消防本部） （1）～（7） 略 3 土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、消防本部） 土砂災害（特別）警戒区域内における対策 （1）土砂災害警戒情報等の伝達 三重県と津地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報等は、市町村及び報

続き	機関等を通じて住民等へ伝達される。 (2) 避難確保事項 土砂災害の危険性が高まった場合の避難計画については、第3章第11節避難計画及び風水害等対策編第3章第10節避難計画による。 (3) 避難確保計画作成対象施設 土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、資料編2－13 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設とする。市は、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練の結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。 なお、当該施設の利用者への洪水予報等の伝達方法は、（1）に準ずる。 第4項 社会福祉施設等が実施する対策1～6 略 7 避難確保計画の作成 資料編2－13土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設は、次の（1）及び（2）の措置をとらなければならない。 （1）計画の作成等 国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 計画を作成したときは、遅滞なく、これ	道機関等を通じて住民等へ伝達される。 (2) 避難確保事項 土砂災害の危険性が高まった場合の避難計画については、第3章第11節避難計画及び風水害等対策編第3章第10節避難計画による。 (3) 高齢者等利用施設 土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域において、高齢者等特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、資料編2－13 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定対象施設とする。 なお、当該施設の利用者への洪水予報等の伝達方法は、（1）に準ずる。 第4項 社会福祉施設等が実施する対策1～6 略 7（新設）
-----------	---	--

続き	を市長に報告しなければならない。これを 変更したときも、同様とする。 (2) 訓練の実施 計画で定めるところにより、同項の要 配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の 円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練 を行うとともに、その結果を市長に報告 しなければならない。	
239	第2項 市が実施する対策（危機管理部、 地域振興部） 1 地区防災計画の策定に対する支援 (1) 略 (2) <u>地域内に居住する高齢者、障がい 者、妊産婦、乳幼児、日本語が理解できな い外国人等の要配慮者を支援する対策が 計画に盛り込まれるよう、助言を行う。</u> (3)～(4) 略	第2項 市が実施する対策（危機管理部、 地域振興部） 1 地区防災計画の策定に対する支援 (1) 略 (2) <u>高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、 外国人、旅行者等の避難行動要支援者に 十分配慮し、地域内に居住する避難行動 要支援者を支援する対策が計画に盛り込 まれるよう、助言を行う。</u> (3)～(4) 略
243	第2項 市が実施する対策 1 被災者支援体制の整備 <u>被災者が自らに適した支援制度を活用し て生活再建に取り組むことができるよう、 災害ケースマネジメントの実施等によ り、その見守りや生活支援、相談対応等 のきめ細やかな被災者支援を行うととも に、被災者が容易に支援制度を知ること ができる環境の整備に努める。また、イス のサンケイホール鈴鹿を活用した、被災 者生活再建支援のワンストップ窓口の実 施や、自治体応援職員支援事務室の整備 を行う。</u>	第2項 市が実施する対策 1 被災者支援体制の整備 <u>各種被災者生活再建支援制度について、 事前に被災者支援体制を整え、災害ケー スマネジメントなどの被災者支援の仕組 みの整備等に努めるとともに、発災時に おいても早急に対応できるように努め る。また、イスのサンケイホール鈴鹿を 活用した、被災者生活再建支援のワンス トップ窓口の実施や、自治体応援職員支 援事務室の整備を行う。</u>
246～247	第2項 市等が実施する対策 1 通信手段利用方法等 (1) 電話による通話（総務管理部） ア～イ 略 ウ 電話回線の優先使用	第2項 市等が実施する対策 1 通信手段利用方法等 (1) 電話による通話（総務管理部） ア～イ 略 ウ 電話回線の優先使用

続き	災害時の電話回線の優先利用及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、<u>NTT西日本株式会社三重支店</u>とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。 （2）～（5） 略 （6）特設公衆電話の設置（避難所対策部） 避難所における避難者の連絡手段を確保するため、<u>NTT西日本株式会社三重支店</u>と協力し、特設公衆電話を開設する。	災害時の電話回線の優先利用及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、<u>西日本電信電話株式会社三重支店</u>とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。 （2）～（5） 略 （6）特設公衆電話の設置（避難所対策部） 避難所における避難者の連絡手段を確保するため、<u>西日本電信電話株式会社三重支店</u>と協力し、特設公衆電話を開設する。
251	第2項 市が実施する対策 1 略 2 広報手段 （1）市をはじめ各防災関係機関は、あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者に配慮した情報伝達に努める。</u> （2）～（4） 略	第2項 市が実施する対策 1 略 2 広報手段 （1）市をはじめ各防災関係機関は、あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者、<u>外国人等の避難行動要支援者に配慮した情報伝達に努める。</u> （2）～（4） 略
257	第3項 市民や地域が実施する対策 （1）津波避難の原則 津波避難の行動時の原則は、次のとおりである。 ア～イ 略 ウ 自動車での避難は交通渋滞を招くため、できるだけ徒歩で避難する。<u>ただし、地域の实情によりやむを得ず自動車を利用せざるを得ない場合は、道路容量等の限界量があることを認識した上で、あらかじめ地域で自動車利用のルールや避難経路、駐車場所等について話し合い、共通認識を持つよう努める。</u>	第3項 市民や地域が実施する対策 （1）津波避難の原則 津波避難の行動時の原則は、次のとおりである。 ア～イ 略 ウ 自動車での避難は交通渋滞を招くため、できるだけ徒歩で避難する。
266	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 救助の種類と実施権限の委任 （1）救助法による救助の種類	第2項 市が実施する対策 1～3 略 4 救助の種類と実施権限の委任 （1）救助法による救助の種類

続き	ア～エ 略 オ 被災者の救出 <u>カ</u> 福祉サービスの提供 <u>キ</u> 被災した住宅の応急修理 <u>ク</u> 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 <u>ケ</u> 学用品の給与 <u>コ</u> 埋葬 <u>サ</u> 遺体の搜索及び処理 <u>シ</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (2) 略 (3) (1) の<u>ク</u>にいう生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。	ア～エ 略 オ 被災者の救出 <u>カ</u> 被災した住宅の応急修理 <u>キ</u> 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 <u>ク</u> 学用品の給与 <u>ケ</u> 埋葬 <u>コ</u> 遺体の搜索及び処理 <u>サ</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (2) 略 (3) (1) の<u>キ</u>にいう生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。
269～270	第2項 市が実施する対策 1～2 略 3 避難の指示内容及びその周知（危機管理班、総務管理部、消防対策部） (1) 略 (2) ア 略 イ 住民等に対する周知 (ア) 略 (イ) 指示等の周知徹底 a～e 略 f 高齢者、障がい者、高齢者等の<u>要配慮者</u>に対する避難情報の提供を図る。 4 略	第2項 市が実施する対策 1～2 略 3 避難の指示内容及びその周知（危機管理班、総務管理部、消防対策部） (1) 略 (2) ア 略 イ 住民等に対する周知 (ア) 略 (イ) 指示等の周知徹底 a～e 略 f 高齢者、障がい者、高齢者等の<u>避難行動要支援者</u>に対する避難情報の提供を図る。 4 略

続き	5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） （１）避難者 <u>災害により、住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等となったり、交通機関の停滞などにより帰宅困難となったりするなど災害によって現に被害を受けた者や、避難指示の対象となる者など被害を受けるおそれがあるため避難した者を収容する。</u> （２）設置の方法 ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。</u> イ 地震災害の様相が深刻で、市内に避難場所を設置することができないときには、<u>基本法第86条の8、及び三重県市町災害時応援協定に基づき、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。</u> ウ～エ 略	5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） （１）<u>収容者</u> <u>住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要がある者。</u> （２）設置の方法 ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、<u>外国人等の避難行動要支援者に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。</u> イ 地震災害の様相が深刻で、市内に避難場所を設置することができないときには、<u>知事及び関係市町と協議し、近接市町に市民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。</u> ウ～エ 略
274～276	第２項 市が実施する対策（建築対策部） １ 実施体制 （１）略 （２）応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として知事と市長が行う。ただし、救助法が適用された場合には知事が行う。その場合においても、知事から委任さ	第２項 市が実施する対策（建築対策部） １ 実施体制 （１）略 （２）応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。ただし、救助法が適用された場合には知事が行う。その場合においても、知事から委任されたと

続き	れたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。 (3)～(4) 略 2～3 略 4 公営住宅や民間賃貸住宅の活用 市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。また、県営住宅や民間賃貸住宅などの空き情報を収集し、応急仮設住宅として活用できるか確認して、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し情報提供を行う。これら住居への入居は、特別な配慮を要する避難者を優先させる。	き、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。 (3)～(4) 略 2～3 略 4 公営住宅や民間賃貸住宅の活用 市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。また、県営住宅や民間賃貸住宅などの空き情報を収集し、応急仮設住宅として活用できるか確認して、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し情報提供を行う。これら住居への入居は、<u>避難行動要援護者等</u>の特別な配慮を要する避難者を優先させる。
283	第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部） 1～6 略 7 救助法が適用になった場合 (1) 略 (2) 給（貸）与品目 ア～コ 略 <u>サ 防寒用品：電気ストーブ、セラミックヒーター、電気カーペット等</u> <u>シ 熱中症対策用品：扇風機</u> <u>ス その他：特に必要と認めるもの</u>	第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部） 1～6 略 7 救助法が適用になった場合 (1) 略 (2) 給（貸）与品目 ア～コ 略 <u>サ その他：特に必要と認めるもの</u>
309	第2項 市が実施する対策 1 略 2 水道（上下水道対策部） (1) 略 (2) 施設の応急復旧計画 ア 給水効果の大きい主要な施設から復旧	第2項 市が実施する対策 1 略 2 水道（上下水道対策部） (1) 略 (2) 施設の応急復旧計画 ア 給水効果の大きい主要な施設から復旧する。

続き	するとともに、上下水道一体の復旧に留意する。	
316～318	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 略 2 災害派遣要請の手続 （2）派遣要請の要求 市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書に次の事項を記入し、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して知事（災害対策<u>推進</u>課）に提出する。 ア～オ 略 ※ 緊急時派遣要請先電話番号 県防災対策部災害対策<u>推進</u>課 3～7 略 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱要領 1 航空機派遣要請の受入れ準備 派遣要請を行う場合は、県防災計画の要請手続によるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編9－3に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（災害対策<u>推進</u>課）に連絡を行う。 2 ヘリポートの取扱について ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。そのため、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（災害対策<u>推進</u>課）にその概要（略図添付）を報告する。	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 略 2 災害派遣要請の手続 （2）派遣要請の要求 市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書に次の事項を記入し、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して知事（災害対策課）に提出する。 ア～オ 略 ※ 緊急時派遣要請先電話番号 県防災対策部災害対策課 3～7 略 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱要領 1 航空機派遣要請の受入れ準備 派遣要請を行う場合は、県防災計画の要請手続によるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編9－3に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（災害対策課）に連絡を行う。 2 ヘリポートの取扱について ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。そのため、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（災害対策課）にその概要（略図添付）を報告する。

320	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 応援要請の原則 略 2 応援要請方法 知事（災害対策推進課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。 （1）～（7） 略 ※緊急時応援要請連絡先 消防保安課 防災航空隊（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ） TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557 地上系無線電話 8-145-**-11 災害対策推進課 三重県防災行政無線 地上系無線電話 8-*-651～653	第2項 市が実施する対策（総務管理部） 1 応援要請の原則 略 2 応援要請方法 知事（災害対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。 （1）～（7） 略 ※緊急時応援要請連絡先 消防保安課 防災航空隊（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ） TEL 059-235-2558 FAX 059-235-2557 地上系無線電話 8-145-**-11 災害即応・連携課 三重県防災行政無線 地上系無線電話 8-*-651～653
326～330	第2項 市等が実施する対策 1 略 2 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の対応 （1）情報収集・連絡体制の確保（危機管理班） 県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。<u>市職員への情報伝達は、第1部第3章第2節を準用する。</u> <u>また、住民からの問合せに対応するため、住民対応窓口（コールセンター）を設置する。</u> （2） 略 3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の対応	第2項 市等が実施する対策 1 略 2 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の対応 （1）情報収集・連絡体制の確保（危機管理班） 県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。 （2） 略 3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の対応

続き	(1) 情報収集・連絡体制の確保（危機管理班、総務管理部） 県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。<u>市職員への情報伝達は、第1部第3章第2節及び第3部第3章第2節を準用する。</u> <u>また、住民からの意見、要望、問合せに対応するため、住民対応窓口（コールセンター）を設置する。</u> (2)～(5) 略 <u>(6) 道路、橋りょう管理者の対応（土木対策部）</u> <u>道路、橋りょうの対策については、地震・津波対策編第3章第23節を準用する。</u> 4「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時における事前避難 (1) 略 (2) 事前避難に伴う避難所開設（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合、国のガイドラインでは、住民一人一人が日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認や、知人・親類宅等への事前避難など、個々の状況に応じた防災対応を自ら行うことを基本としているが、一方で、事前避難を行う市民のうち知人・親類宅等への避難が困難な場合を想定し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から巨大地震警戒対応期間の終了までの<u>1週間、事前避難の避難所を本部会議で決定し、開設する。事前避難の避難所の候補は、市立武道館、小学校7施設（一ノ宮、箕田、玉垣、</u>	(1) 情報収集・連絡体制の確保（危機管理班、総務管理部） 県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。 (2)～(5) 略 <u>(6) 新設</u> 4「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時における事前避難 (1) 略 (2) 事前避難に伴う避難所開設（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合、国のガイドラインでは、住民一人一人が日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認や、知人・親類宅等への事前避難など、個々の状況に応じた防災対応を自ら行うことを基本としているが、一方で、事前避難を行う市民のうち知人・親類宅等への避難が困難な場合を想定し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から巨大地震警戒対応期間及び巨大地震注意対応期間の終了までの<u>2週間、市立武道館、小学校7施設（一ノ宮、箕田、玉垣、旭が丘、稲生、天名、郡山）、中学校4施設（神戸、千</u>
-----------	--	--

続き	旭が丘、稲生、<u>旧天名、天栄</u>)、中学校4施設(神戸、千代崎、白子、天栄)、公民館19施設(国府、庄野、加佐登、牧田、石薬師、稲生、飯野、河曲、箕田、玉垣、天名、合川、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内、神戸)とする。 <u>(3) 大津波警報等発表時の対応</u> <u>「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」の発表に伴い、高齢者等事前避難対象地域に高齢者等避難を発令している場合において、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、高齢者等事前避難対象地域を含む津波浸水予測区域に避難指示を発令するものとする。</u> <u>また、大津波警報又は津波警報が津波注意報へ切り替わった場合は、津波による切迫した危険性の低下を踏まえ、避難指示を解除するものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表に伴う警戒対応は継続していることから、高齢者等事前避難対象地域については高齢者等事前避難を発令し、当該地域の住民は、避難場所等から知人宅や開設している指定避難所へ避難する等の対応を呼びかける。</u> 5 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表時の対応 (1) 情報収集・連絡体制の確保(危機管理班、総務管理部) 県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。<u>市職員への情報伝達は、第1部第3章第2節を準用する。</u>	代崎、白子、天栄)、公民館19施設(国府、庄野、加佐登、牧田、石薬師、稲生、飯野、河曲、箕田、玉垣、天名、合川、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内、神戸)の避難所を開設する。 (3) 新設 5 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表時の対応 (1) 情報収集・連絡体制の確保(危機管理班、総務管理部) 県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。
-----------	---	--

続き	<u>また、住民からの意見、要望、問合せに対応するため、住民対応窓口（コールセンター）を設置する。</u> （２）市民や事業所等への広報（総務管理部） 南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ、次の事項について、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ウェブサイトなど多様な広報手段により呼びかける。 ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の内容 イ 日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、避難場所や企業BCP等の地震の備えの再確認 ウ <u>すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行うこと</u> エ 交通、ライフライン、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項 （３） 略 <u>（４）削除</u>	（２）市民や事業所等への広報（総務管理部） 南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ、次の事項について、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ウェブサイトなど多様な広報手段により呼びかける。 ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の内容 イ 日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、避難場所や企業BCP等の地震の備えの再確認 ウ <u>必要に応じて自主的に避難を行うこと</u> エ 交通、ライフライン、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項 （３） 略 （４）避難所の開設（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から巨大地震注意対応期間の終了までの１週間、市立武道館、公民館１９施設（国府、庄野、加佐登、牧田、石薬師、稻生、飯野、河曲、箕田、玉垣、天名、合川、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内、神戸）の避難所の中から必要な範囲で開設する。避難所の開設の可否及び対象
-----------	---	--

続き	(4) 大規模地震発生後の災害応急対策への備え（各担当部） 市防災計画や要領等について事前に必要な確認を行い、大規模地震が発生した際も円滑に災害応急対応ができるよう備える。 第3項 略 第4項 市民や事業所等が実施する対策 (1)～(2) 略 (3)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時において、市民や事業所等は、日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、企業BCP等の地震の備えの再確認を行うことや、<u>すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など</u>を行うなど、個々の状況に応じた防災対応を取るよう努める。	施設については、本部会議の決定に基づき実施する。 避難所の開設及び運営については、地震・津波対策編第3章第11節を準用する。 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策への備え（各担当部） 市防災計画や要領等について事前に必要な確認を行い、大規模地震が発生した際も円滑に災害応急対応ができるよう備える。 第3項 略 第4項 市民や事業所等が実施する対策 (1)～(2) 略 (3)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時において、市民や事業所等は、日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、企業BCP等の地震の備えの再確認を行うことや、<u>必要に応じて、自主的に避難を行うこと</u>など、個々の状況に応じた防災対応を取るよう努める。
349	第2項 市等が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、<u>日本語が理解できない外国人等の要配慮者</u>に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるように努める。 1～2 略	第2項 市等が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるように努める。 1～2 略
363	第4項 避難対策等 1～6 略	第4項 避難対策等 1～6 略

続き	7 旅行者、日本語が理解できない外国人等に対する避難誘導等の実施体制について、あらかじめ計画を定めることとする。	7 旅行者、外国人等に対する避難誘導等の実施体制について、あらかじめ計画を定めることとする。
第7章 複合災害 対策計画 第1節 (新設)	第1項 複合災害への対応 <u>令和6年能登半島地震により被害のあった地域においては、復旧・復興に取り組む中、同年9月の記録的な大雨により大規模な被害が再び発生した。本市において、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫していること、気候変動による水害・土砂災害の発生頻度が高まっていることを踏まえると、「同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）」に備えておく必要がある。複合災害は、想定され得る状況が多種多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本であることから、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、想定する複合災害を整理した上で対策を検討する必要がある。</u> <u>このため、市、県及び防災関係機関は、地震及び風水害などによる複合災害の発生に備え、必要な体制を確立し対策に努める。</u> <u>1 災害の種類と想定される複合災害のパターン</u> <u>複合災害は、同時又は連続して2以上の災害が発生するものであり、その災害の組み合わせや発生順序は多種多様であり、無数の組み合わせが存在する。</u> <u>（1）災害の種類</u> <u>ア 地震・津波災害</u>	<u>新設</u>

続き	イ <u>風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）</u> ウ <u>重大事故等（危険物施設事故、列車事故、大規模火災、林野火災等）</u> <u>（２）複合災害のパターン</u> ア <u>大規模地震により、海岸・河川堤防、水門、砂防施設等に甚大な被害が生じ、著しく機能低下するとともに、地盤が脆弱になる。その後、巨大台風が直撃する。</u> イ <u>巨大台風により、海岸・河川堤防、水門、砂防施設等が損傷、機能低下する。その後、巨大地震が発生。</u> ウ <u>巨大地震が発生。その後、復旧・復興活動中に巨大台風が直撃。</u>	<u>新設</u>
第２節 (新設)	<u>第１項 市が実施する対策</u> <u>１ 複合災害に関する知識の普及・啓発</u> <u>複合災害が発生する可能性を認識するとともに、防災関係機関や市民が複合災害に関する正しい知識と危機意識を持ち、防災対策に取り組めるよう、ウェブサイト、SNS等の様々なツールを活用し、普及・啓発活動に努める。</u> <u>２ 訓練の実施</u> <u>（１）複合災害を想定した訓練の実施</u> <u>防災体制の確立と防災業務関係者の対応力の向上を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。訓練の実施については、風水害対策編第２章第１１節及び地震・津波対策編第２章第１２節を準用する。</u> <u>（２）各種計画等の見直し</u>	<u>新設</u>

続き	訓練の結果を踏まえて、地域防災計画等の見直しに努めることとする。 <u>3 防災体制の整備・強化</u> <u>(1) 防災施設等の整備</u> 単独の災害時には使用できる防災施設・各種拠点も、複合災害発生時には大きな被害を受け使用できない可能性があることに留意し、あらかじめ代替となる複数の防災施設や拠点の確保に努める。 <u>(2) 資源の配分</u> 複合災害時にはそれぞれの災害に対して限られた要員・資機材を配分する必要があることから、平時から訓練等を通じて要員や資機材の配分調整を行うほか、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを定めておく。 <u>(3) 水防体制の整備</u> 先発災害により堤防等が損傷し、復旧に取り組む中、後発災害が発生することで氾濫危険水位等の基準に達しなくても破堤や浸水被害が発生する可能性があることから、目安となる基準を引き下げた運用を検討するよう、日頃から被害拡大防止のための手法や体制の確立に努める。 <u>4 非常時情報通信施設・設備の整備</u> <u>(1) 情報通信施設・設備の多ルート化及び二重化</u> 先発災害により施設や設備が被害を受け、復旧に取り組む中、後発災害が発生することにより情報通信施設や設備が使用できない場合を想定し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化や関連設備の二重化等を行うなど、複合災害発生時	新設
-----------	--	-----------

続き	においても確実に情報収集・連絡体制を確保できるよう努める。 <u>(2) その他</u> 風水害対策編第3章第4節及び地震・津波対策編第3章第3節に準用する。 <u>5 緊急輸送体制の整備</u> <u>(1) 代替輸送ルートや輸送手段の検討</u> 先発災害による道路損傷や土石流等により緊急輸送道路等が被害を受け、復旧に取り組む中、後発災害が発生することにより緊急輸送道路等が使用できない場合を想定し、あらかじめ代替輸送ルートや複数の輸送手段を確保できるよう努める。 また、海上輸送や空路輸送等も含めて関係機関と連携し、あらかじめ必要な体制の整備に努める。 <u>(2) その他</u> 風水害対策編第3章第2.2節及び地震・津波対策編第3章第2.2節に準用する。 <u>6 災害医療体制の整備</u> <u>(1) 医療資源の配分</u> 先発災害に多くの医療資源を投入している状況では、後発災害発生時に必要な医療資源を十分に配分できないおそれがあることに留意し、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを検討する。 <u>(2) その他</u> 風水害対策編第3章第1.5節及び地震・津波対策編第3章第1.6節に準用する。 <u>7 避難対策</u> <u>(1) 代替避難所の確保</u> 単独の災害時には使用できる避難所も、複合災害発生時には大きな被害を受け、使用	<u>新設</u>
-----------	---	------------------

続き	できない可能性があることに留意し、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路の確保に努める。 また、発災時に速やかに避難所の再配置を行うとともに、避難者を他の安全な避難所へ移動できるよう、取るべき措置をあらかじめ検討する。 なお、市の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要がある場合、県、市が調整し、広域避難を実施する。 <u>(2) その他</u> 風水害対策編第3章第10節及び地震・津波対策編第3章第11節を準用する。 <u>第2項 その他防災関係機関が実施する対策</u> <u>1 防災体制の整備・強化</u> <u>(1) 防災施設等の整備</u> 単独の災害時には使用できる防災施設・各種拠点も、複合災害発生時には大きな被害を受け使用できない可能性があることに留意し、あらかじめ代替となる複数の防災施設や拠点の確保に努める。 <u>(2) 資源の配分</u> 複合災害時にはそれぞれの災害に対して限られた要員・資機材を配分する必要があることから、平時から訓練等を通じて要員や資機材の配分調整を行うほか、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを定めておく。 <u>2 非常時情報通信の整備</u>	<u>新設</u>
-----------	--	------------------

続き	(1) 情報通信施設・設備の多ルート化及び二重化 先発災害により施設や設備が被害を受け、復旧に取り組む中、後発災害が発生することにより情報通信施設や設備が使用できない場合を想定し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化や関連設備の二重化等を行うなど、複合災害発生時においても確実に情報収集・連絡体制を確保できるよう努める。 第3項 市民が実施する対策 1 防災対策の推進 複合災害が発生する可能性を認識するとともに、複合災害に関する正しい知識と危機意識を持ち、防災対策に取り組めるよう学習に努める。 また、複合災害では、単独の災害と比べて被害が拡大する可能性が高まることから、あらかじめ本市が提供する洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域マップ等を確認するなど、情報収集に努める。 さらに、複合災害に対して、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助を強化するとともに、その備えを定期的に確認するよう努める。 (1) 生活必需品の備蓄 各家庭において、3日分以上の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに努める。	新設
-----------	--	-----------

続き	<u>(2) 防災気象情報等の活用</u> <u>複合災害への対処として有効な県や市町が発信する防災関連情報や気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報の活用方法を事前に習得するよう努める。</u> <u>また、発災時には不要不急の外出を避け、川・崖・低地など危険な場所に近づかないなどの自らの身を守るための行動を学習するよう努める。</u> <u>(3) 避難対策</u> <u>あらかじめ避難場所を確認するほか、被災状況に応じて速やかに避難できるよう、自らの命を守るために必要な情報を整理しておく。</u> <u>第4項 企業・事業所が実施する対策</u> <u>1 防災対策の推進</u> <u>各企業・事業所において、複合災害が発生する可能性を認識するとともに、複合災害に関する正しい知識と危機意識を持ち、防災対策に取り組めるよう従業員等に対して教育・啓発の実施に努める。</u> <u>また、複合災害時に顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産機能の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、災害予防・減災対策に努める。</u> <u>(1) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄・資機材の確保</u> <u>事業所等の耐震化、暴風対策や浸水対策等の安全性確保のための取組を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定し</u>	<u>新設</u>
-----------	--	------------------

続き	<u>た飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。</u> <u>(2) 防災気象情報等の活用</u> <u>複合災害への対処として有効な県や市町が発信する防災関連情報や気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報の活用方法を従業員に周知するよう努める。</u> <u>また、発災時には不要不急の外出を避け、川・崖・低地など危険な場所に近づかないなどの自らの身を守るための行動を学習するよう従業員に対して周知するよう努める。</u> <u>(3) 避難対策</u> <u>あらかじめ避難場所を確認するほか、被災状況に応じて速やかに避難するために必要な情報を整理しておくよう、従業員に対して周知する。</u>	<u>新設</u>
第3節	<u>第1項 市が実施する対策</u> <u>実施する対策は、第2部風水害対策編第3章災害応急対策計画及び第3部地震・津波対策編第3章を準用する。</u> <u>特に災害発生時には、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握するとともに、被害を受けている場合は応急対策を実施するなど、次の災害に備えた対策を実施する。</u> <u>第2項 その他の防災関係機関が実施する対策</u> <u>実施する対策は、第2部風水害対策編第3章応急対策計画第2.2節及び第3部地震・津波対策編第3章応急対策計画第2.3節を準用する。</u>	<u>新設</u>

第 4 節	<u>第 1 項 市が実施する対策</u> <u>第 2 部風水害対策編第 4 章及び第 3 部地震・津波対策編第 4 章に準用する。</u> <u>第 2 項 市民が実施する対策</u> <u>第 2 部風水害対策編第 4 章及び第 3 部地震・津波対策編第 4 章に準用する。</u> <u>第 3 項 企業・事業者が実施する対策</u> <u>第 2 部風水害対策編第 4 章及び第 3 部地震・津波対策編第 4 章に準用する。</u>	<u>新設</u>
-------	--	------------------